

【就労証明書に添付が必要な書類について】

雇用されておらず、自身で就労状況の証明をする方は別途証明書類の添付が必要です。

証明書類の添付が必要になる方	自営業主、フリーランス、内職従事者、その他(農業従事者等)
証明書類 (右記いずれかの写し)	①確定申告書(第1表) ②委託契約書 ③商業登記簿謄本 ④営業許可証 ⑤納品書、請求書等の事業実態のわかる書類

【記入要領(FAQ形式)】

No.	質問	答え
発行者欄 (右上)	発行する事業者の押印は省略してもよいのか。	原則、証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等の押印をお願いします。電子媒体の送付で証明書を発行する場合など、押印を省略した証明書を提出した場合は、押印がない証明書でも受理します。その場合、発行事業者が発行内容の確認のためにお電話をする場合があります。
発行者欄 5,6,7	派遣社員について派遣元が証明する場合の書き方は？	欄外に派遣元の情報と押印、[5,6,7]には派遣先の情報を記入してください。育児休業取得中の人で、復帰後の派遣先が未定の場合は[5]にその旨を記入してください。
発行者欄 8	自営業主、フリーランスなどは誰が証明を行うのか？	雇用契約の有無で判断をしてください。自営業主、雇用契約のないフリーランスの方などについては自身で就労証明書を作成していただくことになります。[8]を「自営業主」「業務委託」、当てはまらない場合は「その他」として自身で証明書の作成をおこなってください。
4	有期・無期の違いは？期間の書き方は？	正社員など雇用期間に定めのない雇用契約の場合は「無期」を選択し、雇用開始日のみ記入。1年契約など期間のある雇用契約の場合は「有期」を選択し、雇用開始日と終了日を記入してください。契約更新の予定がある場合は、[17]にその旨を記入してください。
9,10	勤務時間数に休憩時間は含めるのか？	休憩時間を含んだ時間数を記入してください。ただし、飲食店や診療所などでみられる「中抜け」の時間は含まないでください。
9,10	年に数回、休日出勤があることが決まっている場合はどう記入すればよいか？	[9]には通常の勤務のみを記入していただき、[17]に休日出勤の詳細を記入してください。
9,10	勤務時間は固定だが、休日が週によって違う場合はどう記入すればよいか？	[9]の勤務の可能性のある曜日全てに記入してください。[17]に休日がどのように決まるのかを記入してください。(例：火曜から金曜は必ず勤務、月曜と土曜は週替わりで勤務)
9,10	日によって勤務時間が違う場合はどう記入すればよいか？	[10]に月の合計時間数を記入し、主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い(勤務回数の多い)時間帯を記載し、[17]に詳細の時間帯を記載してください。記入が難しい場合にはシフト表を添付してください。
9,10	常態的に早出・残業があり、それを見込んだ時間で保育を利用する必要がある場合の記入方法は？	[9]または[10]には早出・残業を含まない勤務時間・時間数を記入し、[17]に早出・残業の実態を記入してください。 (例1:毎週金曜日に、20時ごろまで常態的に残業あり。) (例2:毎朝、始業前に朝礼を行うため、実際には10分早く出勤する必要がある。)
9,16	時短を利用している場合の記入方法は？	[9]に通常の勤務時間を記入していただき、[15]に時短の勤務時間を記入してください。なお、入園の審査は[9]に記入した時間で審査し、実際の保育利用は[15]の時間に応じた利用となります。
11	育児休業などの理由で、直近3か月の勤務が無い場合はどう記入すればよいか？	休業に入る直前の3か月の実績を記入してください。
11	雇用開始前のため就労実績がありません。	就労実績がない場合は今後の就労見込みを記入してください。
12,13,14	産前・産後休業と育児休業の書き方がよく分からない。	例えば「証明日(令和4年10月1日)現在、令和4年5月15日生まれの子の育休中で、保育園の令和5年4月入園に申し込んで入園が可能であれば令和5年4月19日に復帰したい」という場合の記入例。 [12]期間終了している場合は記入不要 [13]取得中にチェック 令和4年7月11日～令和5年5月14日 [14]復職予定にチェック 令和5年4月19日(保育園等に入園したい月)
12,13	何年も前に育児休業が終了している人についても記入しなければいけないのか？	証明日時点で育児休業から復帰後おおむね1年以上経過している場合は記入する必要はありません。なお、現在妊娠中で次の産前・産後休業および育児休業の予定が分かっている場合は、[12][13]どちらも「取得予定」で記入をお願いします。
13,14	育休の対象にならない社員が出産を機に一旦離職したが、復帰の約束をしている場合はどう記入すればよいか？	[13]に記入する育児休業は、育児・介護休業法に基づく育児休業を対象としています。それ以外の、「籍を残して離職している」ような状態の場合は[13,14]には記入せず、新規の雇用として証明してください。その際、[4]の雇用開始日には復帰の日を記入してください。
他	内容が変更になる予定がある場合、変更前後どちらの内容で証明したら良いか？	手続きの種類によって証明の時点が異なりますので、保護者(就労者)様にいつ時点の証明が必要なのかをお尋ねいただき、記入してください。分からない場合は、変更前の内容で証明いただき、[17]に変更後の内容を記入してください。
他	新型コロナウイルスの影響で通常通りの勤務ができていない場合の証明方法は？	通常勤務の内容(雇用契約上の条件)で記入し、[17]欄に実態を記入してください。ただし、契約自体が変更になっている場合は、変更後の内容で記入してください。

【注意】 消せるボールペンでの記入、修正テープ・修正液での訂正は不可。
本書、関係書類の内容について確認・現地調査をさせていただく場合があります。
記載された内容に客観性が認められない場合、保育の申込・利用を取り消すことがあります。